

⑨ 行政相談を開設します

問 秘書課(内線 224)

国・県・市などの行政機関や公共機関に対するご意見、ご要望などについて、総務大臣から委嘱された行政相談委員が相談に応じます。予約不要・相談無料で、秘密は厳守されます。

※特設無料人権相談と合同開設です。

日時 2月1日(火) 午後1時～3時

場所 市民センターいわま(笠間市下郷 5140)

⑩ 特設無料人権相談を開設します

問 社会福祉課(内線 157)

日頃の生活の中で起こる、人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により開催を中止することがあります。ご理解ご協力をお願いします。

日時 2月1日(火) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 市民センターいわま(笠間市下郷 5140)

⑪ 道路へ張り出している枝などの剪定をお願いします

問 県道および国道 355 号について 茨城県水戸土木事務所道路管理課 Tel 029-225-4061
市道について 管理課(内線 580)

樹木の枝や生垣、雑草が道路上に張り出したり覆いかぶさったりすると、通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因にもなりかねません。また、強風や大雨により樹木が倒れ、道路を寸断するなどの影響が考えられます。

このような事例が原因で事故が発生した場合には、樹木等の所有者に責任が問われる場合がありますので、定期的な枝等の「剪定・刈り込み」をお願いします。

- ・民法第717条では、土地の工作物(竹木)の占有者および所有者の責任について定められています。
- ・道路法第43条では、道路に関する禁止行為について定められています。

交通事故等を未然に防止し、安全かつ安心な道路環境の保全にご協力をお願いします。

作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力またはNTTに連絡してください。
2. 作業にあたっては、通行する車両・自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。
3. 道路交通を止めて作業をする場合は、笠間警察署へ道路交通法に基づく手続きが必要になりますので、事前にご相談ください。

ご存知ですか?里親制度

県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子どもが温かな家庭的雰囲気の中で生活できるように、里親制度を積極的に推進しています。里親に関心がある方はご連絡ください。

※詳しくは、茨城県青少年家庭課のホームページをご覧ください。

問 茨城県中央児童相談所 里親担当 Tel 029-221-4150

環境保全課公式 Facebook を始めました。
さまざまな環境情報をお伝えします。

